

【第1弾】
おおす買物等割引チケット事業

取扱店舗募集要項

大洲市 商工産業課

令和8年1月15日

事業の趣旨

食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の負担を緩和させるとともに、消費喚起を通じた市内の店舗・事業所の支援、地域経済の活性化を図るため、全ての市民へ「おおず買物等割引チケット」を配付する事業を実施します。

1 割引チケット事業の概要

- (1) 名 称 おおず買物等割引チケット
- (2) 発 行 元 大洲市
- (3) 配 付 枚 数 市民1人あたり割引額500円券×12枚(6,000円分)
- (4) 配付対象者 約39,000人(見込)
令和8年1月31日現在の大洲市住民基本台帳登録者
- (5) 配 付 時 期 令和8年3月中旬頃から順次郵送 ※ゆうパック
- (6) 使 用 期 間 令和8年3月19日(木)～令和8年7月31日(金)

2 割引チケット取り扱い厳守事項

- (1) 割引チケットは1,000円単位での物品の販売又はサービスの提供などの取引において500円分1枚が利用可能です。
- (2) 割引チケットと現金の交換は禁止です。
- (3) 商品やサービスに対する割引に使うチケットのため、お釣りは出さないでください。
- (4) 利用期間を過ぎた割引チケットは無効です。受け取らないでください。

3 割引チケットの利用対象外

- (1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (2) 出資や債務、国・地方公共団体への支払い
- (3) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード、航空券、乗車券、旅行券(旅行者の氏名が記載されているものは除く。)等の金銭と同じ意味を持つ換金性の高いものの購入(5月から販売開始予定の生活応援チケットの購入も対象外)
- (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場代等の不動産にかかる支払い
- (5) たばこの購入
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者への支払い
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) その他大洲市長が当事業の趣旨から不適当と認めるもの

4 取扱店舗資格

大洲市内に店舗又は事業所を有し割引チケットを利用可能とすることができる中小事業者等。
(ただし、前回令和6年に実施した割引チケットでは、本店所在地が市外の大企業は対象外としておりましたが、今回は生鮮食品等を販売する小売業者に限り、本店所在地が市外の大企業も対象と

します。) ※対象の可否については、下記までお問合せください。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し関与するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っているもの
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反するもの
- (4) 上記「3 割引チケットの利用対象外」に記載の取引又は商品のみを取り扱うもの
- (5) 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む）に滞納があるもの

5 取扱店舗の責務等

次の事項を遵守してください。

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、市が提供する店舗掲示物（ポスター、ステッカーなど）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 割引チケットを受け取るときは、「「複写」の隠し文字が浮き出ている、色合いが明らかに違う」など、偽造された割引チケットでないかを確認し、偽造が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市に報告すること。
- (3) 割引チケットを受け取ったときは、再流出を防止するため割引チケット裏面の所定欄に取扱店舗名を記入（ゴム印可）し、既に取扱店舗の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (4) 登録時の店舗名と割引チケット裏面に記入された取扱店舗名が異なると換金できない場合があるため、店舗名が変更になった場合は、直ちに市に報告すること。
- (5) 割引チケットの交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (6) 受け取った割引チケットの保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失は取扱店舗の責務とする。

6 取扱店舗登録申し込み ※登録費用無料

(1) 申込書類

取扱店舗の登録を希望される方は、申込期限までに「取扱店舗登録申込書」を提出してください。

※ 取扱店舗登録申込書の様式のデータは、大洲市ホームページからダウンロードできます。

（大洲市ホームページ→キーワードでさがす→買物等割引チケットで検索）

また、shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp宛に「取扱店舗登録申込書希望」とメールを送信いただければ様式を添付返信します。なお、メール本文に事業者名・担当者名・連絡先を必ず記載してください。

(2) 申込方法

申込書類は①窓口、②郵送、③メール、④FAXにて受け付けます。店舗が複数ある場合はそれぞれの店舗ごとに申し込みをしてください。

- ① 窓 口 大洲市役所 2階 商工産業課（平日8時30分から17時15分の間）
- ② 郵 送 〒795-8601 大洲市大洲690番地の1 大洲市役所 商工産業課
- ③ メール shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp
- ④ FAX 0893-24-1736

(3) 申込期間

令和8年1月16日（金）～令和8年5月29日（金）まで

※ 2月13日（金）まで（必着）に申し込みいただいた店舗等は、「割引チケットの使えるお店」としてチラシに掲載いたします。

(4) 申込後の予定など

申し込みのあった事業者については、審査を行った後、取扱店舗として承認・登録します。

登録完了後は、「取扱店舗登録証」、「店舗掲示物（ポスター・ステッカーなど）」、「運用手引き」を3月上旬頃から郵送する予定です。

なお、申込内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

7 取扱店舗の解除

次のような事由が生じた場合は、取扱店舗における割引チケット受領の有無に関わらず、取扱店舗を解除します。この場合、割引チケットの換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

- (1) 事業者が割引チケットの換金等について詐欺を行い又は行おうとした場合
- (2) 事業者が暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (3) 事業者が募集要項及び市の指示に違反する行為等が認められた場合

8 割引チケットの換金 ※換金費用無料

換金方法については、市が指定する金融機関に割引チケットを換金期限（令和8年8月31日（月））までに持ち込み、後日、口座振込となります。詳細は、登録完了後に送付する「運用手引き」でお知らせします。

9 その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項は、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 取扱店舗情報（店舗名称、所在地、業種等）は「割引チケットの使えるお店」として、チラシ、ホームページなどに掲載し、広く周知を図ります。
- (3) 「募集要項」を含むこの事業の取り扱いに追加・変更があった場合は、市ホームページで最新の情報をお知らせします。

【問い合わせ】

大洲市環境商工部商工産業課 TEL 0893-24-1722 fax 0893-24-1736

E-Mail shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp